

共生型生活介護 デイサービスセンターちぎり運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人桃源堂福祉会が開設する共生型生活介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定共生型生活介護に係る事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障がい者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定共生型生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者その他福祉サービス又は保険医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第72号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンターちぎり
- ② 所在地 愛知県豊川市篠田町四ツ家75番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

② 従業者

生活相談員 1名以上

看護職員 1名以上

生活支援員 4名以上

従業者は、共生型生活介護サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日、木曜日から日曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
- ② 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時20分から午後4時35分までとする。

(利用定員)

第6条 事業の利用定員は、30名とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業所で行う指定共生型生活介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。また、当該サービスを提供した際には、利用者から当該共生型生活介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- ① 個別支援計画の作成
 - ② 食事の提供
 - ③ 入浴(一般浴、特別浴)
 - ④ 身体等の介護
 - ⑤ 生産活動の機会の提供
 - ⑥ 創作的活動の機会の提供
 - ⑦ 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
 - ⑧ 生活相談
 - ⑨ 前各号に掲げるもののほか、生活介護に利用者に必要な支援
- 2 第8条の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり100円を徴収する。
- 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行ったサービスの費用は、30分あたり500円を徴収する。
- 4 食費は、800円を徴収する。(おやつ代含む)
- 5 おむつ代は、1枚 150円を徴収する。
- 6 パット代は、1枚 60円を徴収する。

- 7 創作活動に係る材料費100円を徴収する。
- 8 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 9 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 10 事業所は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第3項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適応される場合にあっては100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、豊川市（御津中学校区・小坂井中学校区・音羽中学校区・西部中学校区の区域は除く）とする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

（指定共生型生活介護を提供する主たる対象者）

第9条 指定共生型生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- ① 身体障がい者
- ② 知的障がい者
- ③ 精神障がい者
- ④ 難病等対象者

（生産活動）

第10条 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実績並びに製品及びサービスの需要状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

- 2 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性を踏まえた工夫を行う。

（工賃の支払）

第11条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

（サービスに当たっての留意事項）

第12条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第13条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情解決)

第16条 事業所は、提供した指定共生型生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 提供した指定生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第11条第2項の規定により愛知県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は愛知県知事及び市町村町が行う調査に協力するとともに、市町村又は愛知県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第

85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 指定共生型生活介護の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、県及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定共生型生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6ヵ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人桃源堂福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

